

国立大学法人小樽商科大学ティーチング・アシスタント実施要項

(平成8年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当支給により、学生の処遇改善に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）とする。

(職務内容)

第3条 T・Aの職務内容は、学部学生に対する実験、実習、演習等の教育補助業務とする。

(就業規則の適用)

第4条 T・Aには、国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則を適用する。

(選考)

第5条 T・Aの選考は、現代商学専攻教務委員会又はアントレプレナーシップ専攻教務委員会が行う。

(勤務時間)

第6条 T・Aの勤務時間は、週20時間を超えない範囲内（ただし、夏季集中講義を除く）で、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮して、割り振るものとする。

(労働契約の期間)

第7条 T・Aの労働契約の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間の範囲内とする。

(給与)

第8条 T・Aの1時間当たりの給与は、別表のとおりとする。

(オリエンテーション)

第9条 T・Aに対し、事前に、当該業務に関する適切なオリエンテーションを行うものとする。

(事務)

第10条 この要項の実施に関する事務は、学務課が行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、T・Aの取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成8年3月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年11月14日から施行する。

別表（第8条関係）

1時間当たりの給与	
博士前期課程及び専門職学位課程に在籍する者	博士後期課程に在籍する者
1,150円	1,300円